

陳情第 1 4 6 号	受理年月日	令和 5 年 3 月 1 4 日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	逆線引き事業（市街化区域から市街化調整区域への区分見直し）の撤回または中断について	
要旨	<p>本市では、現在、逆線引き事業を行っているが、事業開始当初より関係住民と市民並びに市議会において、この事業が憲法第 29 条で保障されている財産権の侵害に当たるとの大反対を受けて、当初の逆線引き候補地を修正した見直し候補地修正案（第 2 版）を作成し、令和 5 年 3 月 12 日から関係住民に対して説明会を始めている。</p> <p>市は、当初から関係住民と市民並びに市議会に対して、逆線引き事業は、財産権の問題とは関係しない、逆線引き事業は合憲であると説明してきた。</p> <p>しかし、本市の条例上の付属機関である北九州市情報公開審査会は、逆線引き事業に関する行政文書不開示決定処分に係る事案についての令和 4 年 4 月 28 日諮問に対して、特に、本件については、区域区分見直しに関係する事案であり、市民の財産権に関わる問題を含んでおり、かつ、市民の関心が高い事案である、また、令和 4 年 7 月 8 日諮問に対して、特に、本件は区域区分見直しに関係する事案であり、市民の財産権に関わる問題を含んでおり、かつ、市民の関心が高い事案であると思われる、それぞれ北九州市長に対する令和 5 年 3 月 2 日付けの答申書の中で述べている。</p> <p>このことは、市が行っている都市計画法上の逆線引き事業（市街化区域から市街地調整区域への区分見直し）に重大な憲法上の疑義が存在している事を明示しているものである。</p> <p>については、直ちに逆線引き事業を撤回するか、もしくは、憲法上の疑義がなくなるまで逆線引き事業を中断されたい。</p>	